

群馬県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令（平成13年政令第250号。以下「政令」という。）、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、政令、省令及び規則に定めるところによる。

第2章 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等

第1節 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等

(登録の申請)

第3条 法第5条第1項の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅の登録の申請をしようとする者は、法第6条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

なお、原則として、新たにサービス付き高齢者向け住宅を建築しサービス付き高齢者向け住宅の事業を開始しようとする場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認済証（以下「確認済証」という。）の交付後に登録の申請を行うものとする。

2 前項の申請をしようとする者で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項、第42条第1項ただし書き又は第43条第1項の規定による許可の申請に伴い事前協議が必要な者は、別記様式第1号に法第6条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本1部（確認済証の写しを除く。）を添えて知事に提出し、協議するものとする。

3 知事は、前項の事前協議の結果、申請書が法第7条第1項各号の規定に適合していると認めるときは、申請者に対して別記様式第1号の2により通知するものとする。

4 前項の通知を受けた申請者は、確認済証の交付を受けた後、速やかに第1項の申請書を知事に提出するものとする。

(登録の通知)

第4条 知事は、法第7条第3項の規定に基づき、法第7条第1項の登録を受けた者に登録の通知をするときは、別記様式第1号の3により通知するものとする。

2 知事は、法第7条第5項の規定に基づき、登録住宅の存する市町村の長に登録をした旨の通知をするときは、別記様式第2号により通知するものとする。

(登録基準に適合しない旨の通知)

第5条 知事は、法第7条第4項の規定に基づき、申請者に登録の基準に適合しない旨の通知をするときは、別記様式第3号により行うものとする。

(登録の拒否)

第6条 知事は、法第8条第2項の規定に基づき、法第6条第1項の申請をした者に登録の拒否を通知するときは、別記様式第4号により行うものとする。

(変更の登録の届出)

第7条 登録事業者は、法第9条第1項の規定に基づき、変更を届け出るときは、規則第16条第1項に規定する届出書の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

(変更の登録の通知)

第8条 知事は、法第9条第3項の登録の変更をしたときは、別記様式第5号により申請者に通知するものとする。

2 知事は、法第9条第4項の規定に基づき、変更の登録を登録住宅の存する市町村の長に通知するときは、別記様式第6号により行うものとする。

(登録簿の閲覧)

第9条 法第10条の規定に基づき、閲覧所は、県土整備部住宅政策課内に設ける。

2 登録簿の閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

3 閲覧所の定期休日は、日曜日及び土曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から翌年の1月3日までの日とする。

4 知事は、登録簿の整理その他の理由により必要があると認めるときは、臨時に閲覧所の休日を設け、又は第2項に規定する閲覧時間を変更することがある。

5 知事は、前項の規定により休日を設け、又は閲覧時間を変更する場合は、その旨を閲覧所に掲示する。

6 登録簿を閲覧しようとする者は、群馬県サービス付き高齢者向け住宅事業登録簿閲覧票（別記様式第7号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

7 登録簿は、閲覧所の外に持ち出してはならない。

8 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 一 この規則の規定に違反し、又は係員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

(地位の承継)

第10条 法第11条第3項の規定に基づき、登録事業者の地位を承継した者は、規則第17条に規定する届出書の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

(地位の承継の通知)

第11条 知事は、前条の届出に基づき、登録の変更をしたときは、別記様式第5号及び別記様式第6号により、登録事業者及び登録住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(廃業等の届出)

第12条 法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、廃業等を届け出るときは、廃業等の届出書（別記様式第8号）の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第13条 法第13条第1項第1号の規定に基づき、登録の抹消の申請をするときは、登録抹消申請書（別記様式第9号）の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第13条第2項の規定に基づき、登録の抹消を登録住宅の存する市町村の長に通知するときは、別記様式第10号により行うものとする。

(事業開始報告)

第14条 登録事業者は、登録に係る事業を開始しようとするときは、事業開始予定日のおおよそ14日前までに、別記様式第11号により事業開始報告を知事に行わなければならない。この場合、当該報告書の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

(指示)

第15条 知事は、法第25条第1項の規定に基づき、登録事業者に対し指示をするときは、別記様式第12号により行うものとする。

2 登録事業者は、前項により指示された場合は、速やかに登録された事項の訂正を申請しなければならない。この場合、登録事項訂正申請書(別記様式第13号)の正本1部及び副本3部を知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第25条第2項又は第3項の規定に基づき、登録事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示する場合は、別記様式第14号により行うものとする。

4 登録事業者は、前項の規定により指示された場合は、速やかに必要な措置をとり、是正報告書(別記様式第15号)により知事に報告しなければならない。この場合、当該報告書の正本1部及び副本3部を知事に提出するものとする。

(登録の取消し)

第16条 知事は、法第26条第1項又は第2項の規定により、登録を取り消すときは、別記様式第16号により登録事業者に通知するものとする。

2 知事は、法第26条第1項又は第2項若しくは法第27条第1項の規定により登録を取り消したときは、別記様式第17号により登録を取り消した住宅の存する市町村の長に通知するものとする。

(同居者の認定)

第17条 規則第3条第1項第2号に規定する、その他特別な事情により当該入居者と同居させようとする事業者は、別記様式第18号により、知事に申請しなければならない。この場合、当該申請書の正本1部及び副本3部を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により申請があり、同居させることが必要であると認める場合は、別記様式第19号により通知し、同居させることが必要であると認められない場合は、別記様式第20号により通知するものとする。

(添付書類等)

第18条 規則第7条第2号の書類として、別記様式第21号を添付するものとする。

ただし、規則第10条の規定に該当するサービス付き高齢者向け住宅で、知事が認める場合は、別記様式第22号を添付するものとする。

2 規則第7条第6号の書類として、別記様式第25号、別記様式第26号及び別表1に定める書類を添付するものとする。

第2節 指定登録機関の指定等

(指定登録機関の申請)

第19条 登録住宅の登録事務を行おうとする者は、法第28条第2条の規定に基づき、指

定登録機関指定申請書（別記様式第27号）の正本1部及び副本1部を知事に提出しなければならない。

（指定登録機関の指定）

第20条 知事は、指定登録機関を指定したときは、申請者に別記様式第28号により、通知するものとする。

2 知事は、登録機関を指定したときは、指定登録機関が行う登録住宅の登録事務を行わないものとする。ただし、指定登録機関の指定の際、指定登録機関の指定の前に申請された申請の処分又は手続きは、この限りでない。

（指定機関の名称等の変更）

第21条 指定登録機関は、法第31条第2項の規定に基づき、名称等を変更しようとするときは、知事に、指定登録機関名称等変更届（別記様式第29号）の正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

（登録事務規程）

第22条 指定登録機関は、法第33条第1項の規定に基づき、登録事務規程を定め知事の認可を受ける場合は、知事に登録事務規程認可申請書（別記様式第30号）の正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録事務規程の認可をしたときは、指定登録機関に別記様式第31号により、通知するものとする。

（登録事務規程定の変更）

第23条 指定登録機関は、法第33条第1項の規定に基づき、登録事務規程を変更するときは、知事に登録事務規程変更認可申請書（別記様式第32号）の正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録事務規程の変更の認可をしたときは、指定登録機関に、別記様式第33号により通知するものとする。

（登録事務規程の変更命令）

第24条 知事は、法第33条第3項の規定に基づき、指定登録機関に対し、登録事務規程を変更すべきことを命ずるときは、別記様式第34号により行うものとする。

（登録事務の監督命令）

第25条 知事は、法第35条の規定に基づき、指定登録機関に対し、監督上必要な命令をするときは、別記様式第35号により行うものとする。

（報告、検査等）

第26条 知事は、法第36条第1項の規定に基づき、指定登録機関に対し、登録事務に関し報告を求めるときは、別記様式第36号により行うものとする。

2 法第36条第2項の規定に基づく立入検査をする職員の身分証明書の様式は、別記様式第37号によるものとする。

（登録事務の休廃止）

第27条 指定登録機関は、法第37条第1項の規定に基づき、登録事務の全部若しくは一部の休止、又は廃止に関して知事の許可を受けようとするときは、知事に指定登録事務休・廃止許可申請書（別記様式第38号）により行うものとする。この場合、当該申請書の正本1部及び副本1部を知事に提出するものとする。

2 知事は、登録事務の休廃止の許可をしたときは、別記様式第39号を交付するものとする。

(指定の取消し等)

第28条 知事は、法第38条第1項又は第2項の規定に基づき、指定登録機関の指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、指定登録機関取消し通知書（別記様式第40号）、又は登録事務停止命令書（別記様式第41号）により行うものとする。

第3章 終身建物賃貸借の事業認可等

(事業の認可の申請)

第29条 終身賃貸事業者は、法第53条第1項の規定に基づき、認可を受けようとする場合は、省令第32条第1項に規定する申請書の正本1部及び副本2部を提出しなければならない。

(事業の認可の通知)

第30条 知事は、法第55条の規定に基づき、事業の認可を行った場合は、その旨を認可事業者へ通知（別記様式第42号）するとともに、関係市町村長へ通知（別記様式第43号）するものとする。

(事業の変更申請)

第31条 認可事業者は、法第56条第1項の規定に基づき、認可を受けた事業の変更をしようとする場合は、事業認可変更申請書（別記様式第44号）の正本1部及び副本2部を知事に提出しなければならない。

2 認定事業者は、省令第40条に規定する事業の軽微な変更があった場合は、事業認可変更届出書（別記様式第45号）により、知事に届けなければならない。

(事業の変更認可の通知)

第32条 知事は、法第56条第2項の規定に基づき、事業の変更の認可を行った場合は、認可事業者へ通知（別記様式第46号）するとともに、関係市町村長へ通知（別記様式第47号）するものとする。

(認可事業者による終身建物賃貸借の解約の申し入れ)

第33条 認可事業者は、法第58条の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、終身建物賃貸借解約申し入れ承認申請書（別記様式第48号）の正本1部及び副本2部を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の承認をしたときは、認可事業者及び市町村長へ通知（別記様式第49号及び別記様式第50号）するものとし、承認をしないときは、認可事業者へ通知（別記様式第51号）するものとする。

(認可住宅の管理の状況報告)

第34条 知事は、法第66条の規定に基づき、報告を求める場合は、別記様式第52号により行うものとする。

2 認可事業者は、前項の求めに応じ報告しようとする場合は、認可住宅管理状況報告書（別記様式第53号）により行うものとする。

(認可住宅の滅失の報告)

第35条 認可事業者は、災害等により認可住宅が滅失した場合は、速やかに認可住宅滅失報告書（別記様式第54号）により知事に報告しなければならない。

（認可事業者の地位の承継）

第36条 法第67条第2項の規定に基づき、知事に届け出をする場合は、認可事業者の地位の継承届出書（別記様式第55号）により行うものとする。

2 法第67条第3項の規定に基づき、認可事業者から地位の承継の承認を受けようとする者は、認可事業者の地位の承継の承認申請書（別記様式第56号）の正本1部及び副本2部を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をしたときは、認可事業者及び市町村長に通知（別記様式第57号及び別記様式第58号）するものとし、承認をしないときは、認可事業者に通知（別記様式第59号）するものとする。

（認可住宅の改善命令）

第37条 知事は、法第68条の規定に基づき、認可住宅の管理に関し認可事業者に対し改善措置を命ずる場合は、別記様式第60号により行うものとする。

2 認可事業者は、前項の改善処置の命令に基づく改善を行った場合は、遅滞なく認可住宅改善状況報告書（別記様式第61号）により知事に報告するものとする。

（事業の認可の取消し）

第38条 知事は、法第69条の規定に基づき事業の認可を取消す場合は、その旨を認可事業者に通知（別記様式第62号）するとともに、関係市町村長に通知（別記様式第63号）するものとする。

（事業の認可の取り下げ）

第39条 認可を申請した事業者は、事業の申請から知事の処分があるまでの間に正当な理由をもって事業を取りやめたいときは、速やかに事業認可取下げ届出書（別記様式第64号）により知事に届け出なければならない。

（事業の認可の取りやめ）

第40条 認可事業者は、事業の認可から入居者の公募をするまでの間に認可を受けた事業を取りやめる場合は、事業認可取りやめ協議書（別記様式第65号）により知事に協議しなければならない。

（事業の廃止）

第41条 認可事業者は、法第70条第1項の規定に基づき、当該認可を受けた事業の廃止を届け出る場合は、認可事業廃止届出書（別記様式第66号）により行うものとする。

附則

1 この要綱は、平成22年9月1日から施行する。

2 群馬県高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要綱（平成13年10月1日）及び群馬県高齢者の居住の安定確保に関する法律実施要領（平成15年4月1日）は廃止する。

附則

この要綱は、平成23年10月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月14日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の群馬県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱の規定により作成されている用紙は、改正後の群馬県高齢者の居住の安定確保に関する法律施行要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表1 登録申請書に添付する書類（第18条第2項関係）

<p>設置主体に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力団排除にかかる登録拒否要件の確認情報 ・（法人の場合） 直近2年分の決算報告書 ・（個人事業の場合） 直近2年分の所得税確定申告書写し
<p>立地場所に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・付近見取図 ・（土地・建物が申請者の自己所有でない場合） 土地・建物賃貸借等契約書写し
<p>規模及び構造設備に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県サービス付き高齢者向け住宅の規模及び構造設備に係る設計指針に適合していることがわかる設計図書 ・（新たにサービス付き高齢者向け住宅を建築し事業を開始しようとする場合） 建築基準法第6条第1項の確認済証写し
<p>運営に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理規程 ・入居者名簿 ・医療機関との協力協定書写し ・建物賃貸借契約書・サービス提供契約書又は入居契約書 ・3ヶ月分の職員勤務形態一覧表 ・有資格職員の資格証明書写し ・法人役員（個人経営の場合は事業主）及び管理者の経歴書及び有資格証明書写し ・緊急時の対応計画 ・（老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当する場合） 重要事項説明書 ・緊急時の対応計画 ・（老人福祉法に基づく有料老人ホームに該当する場合）重要事項説明書
<p>事業計画に関する事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営方針 ・市場分析及び調査 ・今後30年分の年次収支計画
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他知事が必要と認める書類